

中津市省エネエアコン購入費補助金のご案内

近年深刻化する気候変動への適応策の一環として、高齢者の皆様が安心して生活できるよう、省エネ性能の高いエアコン購入費用を助成します。本事業は、脱炭素社会の実現に向け、家庭からのCO₂排出量を極力抑えつつ、安全で快適な居住環境を確保することを目的としています。

なお、補助金交付申請手続きをされる方は、必ず、「中津市省エネエアコン購入費補助金交付要綱」の内容をご確認ください。

1. 補助対象となる人

補助金申請時に、次の要件をすべて満たす人です。

- 市内に住民票を有し、かつ自宅にて生活していること。
- 自宅にエアコンが1台も設置されていないこと(故障により使用できるエアコンが1台もない場合を含む)。
- 65歳以上(昭和36年4月1日以前に生まれた方)の高齢者のみで構成される世帯であること。
- 申請者を含む世帯全員の令和7年度の市町村民税が非課税であること。
- 本人及び同一世帯全員が市税等に滞納がないこと。
- 生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法に基づくエアコンの支給を受けることができない世帯であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

2. 補助対象となる設備

補助対象となる設備は、次の要件をすべて満たすものです。

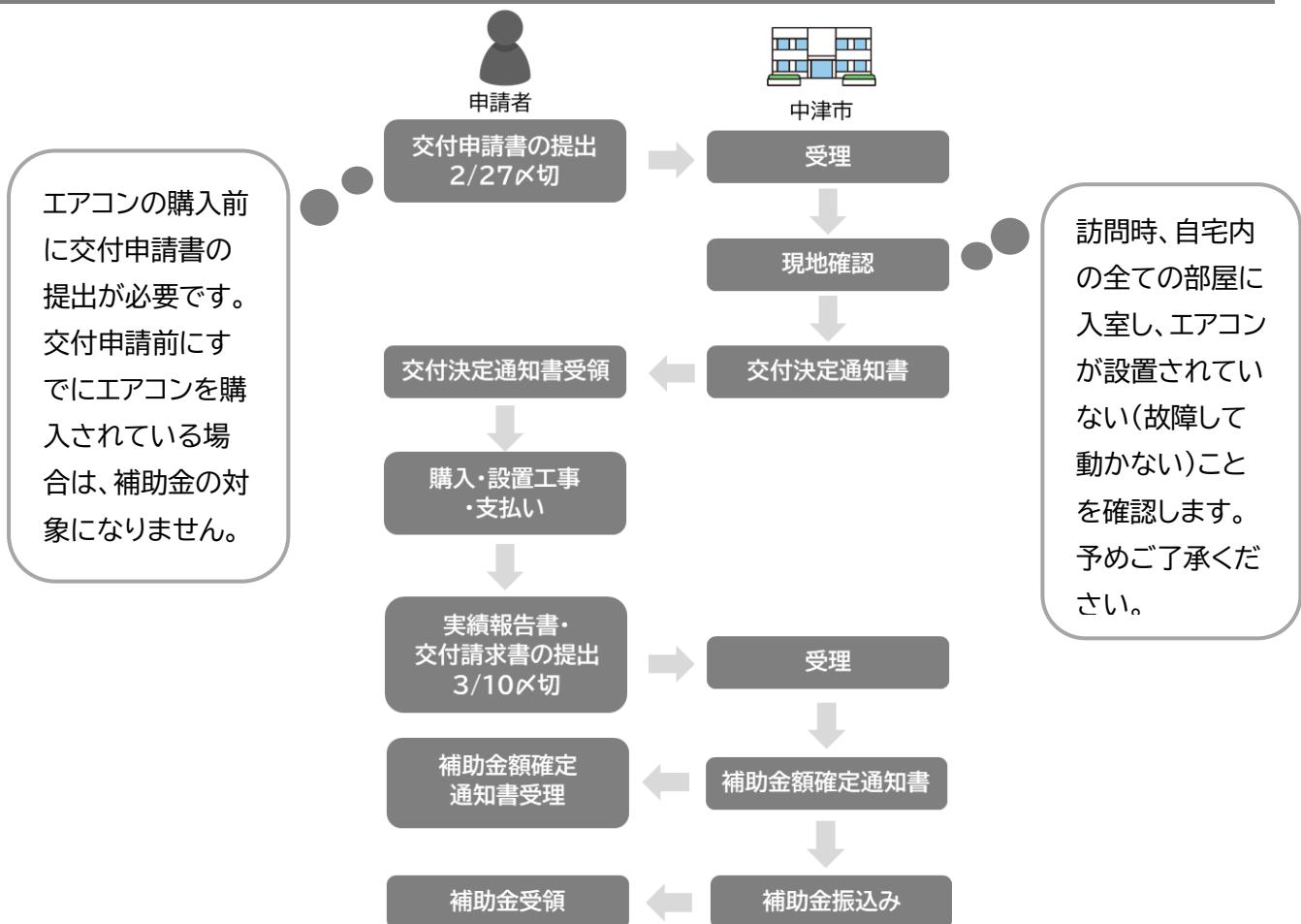
- 新品かつ未使用の壁掛型エアコンであり、経済産業省資源エネルギー庁の定める統一省エネラベル(目標年度2027年度)において、以下のいずれかを満たすこと。
 - ▶省エネ性能2.0以上
 - ▶省エネ基準達成率87%以上
- 交付決定通知書受領後に購入・設置すること。
- 中津市内の販売店で購入する製品であること。

3. 補助金の額

補助金の額は、1世帯あたり70,000円を上限とします。

※エアコン購入費及び設置工事費が70,000円を下回る場合は、購入費及び設置工事費(千円未満切捨て)を補助金額とします。

4. 申請から補助金交付までの流れ



5. 交付申請

エアコンの購入前に交付申請書の提出が必要になります。交付申請前にすでにエアコンを購入されている場合は、補助金の対象なりません。

交付申請書の受付期間は、令和7年10月27日(月)～令和8年2月27日(金)までです。受付期間中に、以下の書類を提出してください。

※予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

①	中津市省エネエアコン購入費補助金交付申請書(様式第1号)
②	見積書(販売店、購入費、設置費、型式が分かるもの)
③	市税等納付状況申告書及び市税等納付状況確認承諾書
④	賃貸人の同意書(賃貸住宅等に設置する場合)

※他自治体から転入してきた等の理由で令和7年度の住民税が中津市で確認できない場合は、他自治体で当該年度分の非課税証明書(世帯全員分)を取得し、提出していただく必要があります。

6. 現地調査

現地調査の際は、自宅内の全ての部屋に入室し、エアコンが設置されていない(故障して動かない)ことを確認します。予めご了承ください。

7. 補助金の交付決定

交付申請書の内容および現地調査の結果を踏まえ、申請のあった日から14日以内に交付(不交付)決定通知書(様式第2号)の送付により、補助金交付の可否を通知します。

8. 実績報告・交付請求

交付決定通知を受け、エアコンを購入・設置・支払完了したのち、令和8年3月10日(火)までに以下の書類を提出してください。請求日から30日以内に補助金を指定口座へ振り込みます。通帳にて入金をご確認ください。

①	中津市省エネエアコン購入費補助金実績報告書(様式第5号)
②	エアコンの購入費等が確認できる書類(領収書の写しなど) ※領収書に購入したエアコンの型番の記載がない場合は、製造事業者が発行する保証書の写し(販売店名の記載があるもの)も提出してください。
③	設置完了写真(設置されたエアコン及び室外機の写真)
④	中津市省エネエアコン購入費補助金交付請求書(様式第7号)
⑤	振込先口座を確認できる書類(通帳の写し又はキャッシュカードの写し)

9. 交付申請書・実績報告書・交付請求書の提出方法

- 受付窓口:中津市役所 本庁3階環境政策課
 - ▶各支所総務・住民課でも受付可能です。
- 受付時間:午前8時30分～午後5時15分
- 申請方法:上記受付窓口へ必要書類を持参もしくは郵送してください。
- 郵送の場合は、本庁環境政策課あてにお送りください。
 - ▶〒871-8501 中津市豊田町14番地3 中津市役所 環境政策課あて
- 郵送の場合、書類が環境政策課へ到着した日が受付日となります。

10. 交付決定後の取消し及び補助金の返還

偽りその他不正な手段により交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消され、補助金を返還しなければなりません。

11. Q&A

<補助対象に関すること>

Q1 住民票上は世帯分離をしていますが、実際は子どもと同居しています。補助対象になりますか？

A1 対象となる世帯であっても、世帯分離等により補助対象外の世帯と同一の住宅に居住している世帯は対象外となります。

Q2 住民票上は、70歳の親と40歳の息子が同居していることになっていますが、実際には息子は市外に住んでいます。補助対象になりますか？

A2 対象となりません。同居していないのであれば、住民票の異動手続きをしていただいた上で、申請する必要があります。

Q3 住民票上は、75歳の夫(課税)と70歳の妻(非課税)が同居していることになっていますが、現在、夫は病院に入院中です。補助対象になりますか？

A3 生活場所が別であっても、住民票上同一世帯に属する夫に住民税が課税されているため、補助対象なりません。

Q4 最近中津市に転入してきました。要件は全て満たすのですが、申請可能ですか？

A4 申請時点で中津市に住民票があり、実際に市内で生活しているなど、要件を満たす場合は対象となります。ただし、中津市で住民税が確認できない可能性が高いため、その場合は転入前の市町村で世帯全員の非課税証明書を取得し、提出していただく必要があります。

Q5 現在、生活保護を受給しています。補助金の対象になりますか？

A5 要件を満たす場合は対象になります。

Q6 対象要件にある「自宅にエアコンが設置されていない」とは、どのようなエアコンを指しますか？

A6 一般的な家庭用エアコンの「壁掛け型」、室内機を天井に埋め込む「天井埋め込み型」、窓のサッシ部分に設置する「窓枠型(ウインド型)」など、固定して設置し、室温冷却機能を有するものを指します。

Q7 先日エアコンを購入しました。まだ設置工事は済んでいないのですが補助金の申請はできますか？

A7 できません。エアコンの購入前に、交付申請書の提出が必要です。市から交付決定通知を受領したのちに購入するエアコンが対象となります。

Q8 エアコンを複数台設置する場合、複数台分補助金の交付を受けられますか？

A8 補助金の対象となるのは、1世帯につき1台限りです。同一の住居における2台目以降の

購入は補助金の対象となりません。

Q9 古いエアコンの撤去や処分に係る費用は補助金額に含まれますか？

A9 含まれません。補助金額に含まれるのは、エアコンの購入費及び設置工事費です。

Q10 市外の販売店でエアコンを購入する予定です。補助金の対象になりますか？

A10 対象になりません。中津市内の販売店で購入するエアコンが対象となります。

Q11 インターネットでエアコンを購入し、設置のみ市内業者にお願いする予定です。補助金の対象になりますか？

A11 対象なりません。中津市内の販売店で購入するエアコンが対象となります。

Q12 店舗兼住宅の店舗部分にエアコンを設置したいのですが、補助対象になりますか？

A12 対象なりません。今回は、住宅部分に設置するエアコンが補助対象となります。

<申請に関すること>

Q13 申請書類はどこにありますか？

A13 申請書は中津市役所環境政策課及び各支所総務・住民課の窓口にあります。また、中津市ホームページに様式等を掲載しています。

<その他>

Q14 この補助制度は令和8年4月以降も継続しますか？

A14 今回の事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業ですので、今年度限りの事業です。

●問い合わせ
中津市 企画市民環境部 環境政策課 環境政策係
電話番号:0979(62)9071
メール:kankyouiseisaku@city.nakatsu.lg.jp